

過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて

過去帳又はこれに類する帳簿（以下「過去帳等」という）の取扱いについて、差別法名・過去帳調査の結果や過去帳等が身元調査に利用されてきたことに対する反省に立ち、同朋教団の本旨並びに人類普遍の原理である平等原則に反しないように、その取扱基準が定められました。

過去帳等は寺院備付の公的帳簿であり、その取扱責任は、住職（代表役員）にあります。過去帳等の記録は個人情報であり、身元調査に利用されないよう、取扱責任者には守秘義務を守り、過去帳等を厳重に管理する義務があります。

以下の原則を厳守ください。

1. 過去帳等とは

ここでいう過去帳等とは、寺院備え付けの過去帳・永代経記録簿・墓地管理簿・門徒現在帳等、門徒の記録簿全般を言います。

2. 閲覧禁止（公開の禁止）

過去帳等に記載されている内容は、その個人の基本的人権に関わる個人情報であり、公開は厳禁とします。

門徒からの問い合わせの場合、書面にてその目的・対象等の明示があったとき、その門徒の直接の先祖に関する部分の抜き書き等に限定して開示できるものとします。

なお、どのような場合にも、「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」（以下「取扱基準」）の趣旨に反すると思われる場合は、取扱責任者は、「取扱基準」により開示を拒否しなければなりません。

3. 過去帳の記載事項の限定

過去帳に記載すべき事項は、下記に限定されています。

- ① 法名 ② 俗名 ③ 死亡年月日 ④ 性別 ⑤ 年齢
- ⑥ 施主（喪主）との続柄 ⑦ 施主（喪主）の現住所

それ以外のことを記載してはいけません。また、基本的人権を侵害する記載があった場合には、全面的に書き換えなければなりません。

4. 過去帳に類する帳簿の記載事項の限定

過去帳等には、人類普遍の原理である平等原則に基づき、門地、本籍地、出生の別、国籍、死因等については、一切これを記載してはなりません。

＜記載禁止事項の注意＞

「取扱基準」制定の目的は、第五条の禁止事項を過去帳等に記載しないためです。

- ・禁止事項の「門地」とは本来、族籍（華族・士族・平民等）の別を言うものですが、現在では「本家」「分家」「資産家」「使用人」などを示す言葉として理解されています。
- ・「出生の別」とは、嫡出の事情に関わるさまざまな表現を言います。

※ 詳しくは、「取扱基準」をご参照ください。なお、この『過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて』は、つねに過去帳等にそえてご利用ください。

本紙作成の願いをおくみとりのうえ、今後とも御同朋の社会をめざす運動の推進に、一層ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

2014年2月 社会部〈人権問題担当〉